

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課 作成(令和2年3月12日時点)

福岡県では新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者(個人事業主を含む)の皆さまに対し、福岡県の制度融資「緊急経済対策資金」による資金繰り支援を実施しています。

福岡県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

・市町村にて「危機関連保証」又は「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円(危機関連保証は別枠1億円)
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0%(県が0.8%分を全額負担)
対象業種	全業種

危機関連保証

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比15%以上減少した方が対象となります。

セーフティネット保証4号

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比20%以上減少した方が対象となります。

・市町村にて「セーフティネット保証5号」の認定を受けた方

融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置2年以内)
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%
対象業種	508業種

セーフティネット保証5号

指定業種(※)に属する事業を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が前年同期比5%以上減少した方が対象となります。

※対象業種

全国的に業況の悪化している業種を国が指定しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象となる業種が順次拡大され、令和2年3月13日時点で旅館・ホテル、食堂、乳製品製造業、理容・美容業などを含む508業種が指定されています。

中小企業・小規模事業者の金融相談窓口

<経営・資金繰り支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部中小企業振興課	TEL 092-643-3424
福岡中小企業振興事務所	TEL 092-622-1040
久留米中小企業振興事務所	TEL 0942-33-7228
北九州中小企業振興事務所	TEL 093-512-1540
飯塚中小企業振興事務所	TEL 0948-22-3561
(公財)福岡県中小企業振興センター	TEL 092-622-5432

<海外ビジネス支援に関すること>

設置場所	連絡先
福岡県商工部新事業支援課	TEL 092-643-3430
福岡アジアビジネスセンター	TEL 092-710-6195

※掲載している情報は、今後変更となる可能性があります。最新の情報については県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-020130.html>



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 国の「雇用調整助成金」の特例措置に関するご案内

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 作成(令和2年3月12日時点)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

雇用調整助成金による支援

○助成内容

助成率	大企業1/2、中小企業2/3
支給限度日数	1年間で100日

○特例の対象となる事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

○主な特例措置の内容

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ②生産指標(売上高等10%以上減)の確認対象期間を3か月から1か月に短縮
- ③雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年同期比で増加している場合も対象
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象 等

【お問い合わせ先】（厚生労働省 福岡労働局）

機関	電話番号
福岡助成金センター	TEL 092-411-4701
北九州雇用調整助成金臨時窓口	TEL 093-616-0860